

低入札価格調査体制の一層の強化について

当機構では、低入札価格調査を重点調査に準じて厳格に行ってきたところですが、昨今世間でおきている施工不良の状況を考慮し、工事の品質確保、適正な下請契約など、品確法の趣旨に則り、低入札価格調査体制の一層の強化を図ることとし、従来の調査及び重点調査における低入札価格審査委員会の審査等に加え、新たに本社に低入札調査委員会を設置し、当該委員会を活用して低入札価格調査とその照査を行うこととしました。

1 委員会の構成

委員長：副理事長

委員：経営企画本部長、担当事業本部長、技師長

2 対象とする契約

機構が発注する全ての工事

3 調査の対象となる基準（改正なし）

（土木工事の場合）

低入札価格調査の対象となる基準（調査基準価格）は、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額

直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

土木工事における低入札調査基準について、平成28年4月1日以降に公告される工事においては、「現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額」から「現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額」に改正しておりますので、ご注意下さい。

低入札調査の基準、様式及び作成要領は以下のアドレスを参照下さい。

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/tutatu/index.html>